

## 相続法制の見直しに当たっての検討課題（４）

## ～その他の見直しについて～

## 第１ 可分債権の遺産分割における取扱いについて

## １ 問題の所在

金銭債権等の可分債権は、判例上（最判昭和２９年４月８日民集８巻４号８１９頁）、相続の開始により法律上当然に分割され、各相続人が相続分に応じて権利を承継するとされているため、現行の実務においても、原則として遺産分割の対象から除外され、例外的に、相続人全員の合意がある場合に限り、遺産分割の対象となるという取扱いがされている。

しかし、前記判例の考え方によると、例えば、遺産の全てあるいは大部分が可分債権である場合にも、可分債権については特別受益や寄与分を考慮することなく形式的に法定相続分に従って分割承継される結果、相続人間の実質的公平を図ることができないとの指摘がされている。また、可分債権は、遺産分割を行う際の調整手段としても有用であるとして、可分債権を遺産分割の対象に含めるべきであるとの指摘もある。

また、前記判例の考え方によれば、各相続人は、相続開始と同時に、債務者に対し、法定相続分によって分割承継された可分債権を行使することができることになる。

しかし、可分債権であっても、遺言においてその帰属が定められている場合にはそれに従った承継がされ、また、相続人全員の合意がある場合には遺産分割において法定相続分とは異なる割合での分割がされる場合があり得ること等に照らすと、債務者にとっては、相続人の一部の者から当然分割後の債権についてその支払を求められた場合にも、その請求が正当なものであるかどうかを判断するのは必ずしも容易ではなく、過誤弁済の危険があるとの指摘がされている。この点について、債務者が相続人の一人に対してその相続分を超えて弁済をした場合には、民法第４７８条による保護を受け得ることとされているが、同条では、債務者の善意無過失が要件とされていることから、遺産分割前の時点で弁済に応じることにはリスクがあり、対応が困難であるとの指摘もされている。

## ２ 考えられる方策

以上のような問題点の指摘を踏まえ、以下の方策を講ずることにより、金銭債権等の可分債権を遺産分割の対象に含めるものとするのが考えられるが、どのように考えるか。

## 【甲案】

- ① 可分債権は法定相続分に応じて分割承継され、各相続人は、原則として、遺産分割前でも、分割された債権を行使することができる。
- ② 遺産分割において各相続人の具体的相続分を算定する際には、可分債権の相続開始時の金額を相続財産の額に含めることとする。
- ③ 相続開始後遺産分割終了時までの間に、可分債権の弁済を受けた相続人については、その取得した金額を具体的相続分から控除することとする（注）。

（注）相続人が遺産分割前に弁済を受けた額がその具体的相続分を超過する場合には、遺産分割において、その超過額につきその相続人に金銭支払債務を負担させるものとする等が考えられる。

また、可分債権は、不動産の共有持分の処分等とは異なり、その換価が容易であり、無制限に権利行使を認めると、特定の相続人がその具体的相続分を超えて権利行使をするおそれがあることから、①の権利行使により他の相続人の利益を害するおそれがある場合には、特定の相続人の権利行使を禁止することができるものとする等が考えられる。

## 【乙案】

- 相続人は、遺産分割が終了するまでの間は、相続人全員の同意がある場合を除き、可分債権を行使することができない。

### 3 基本的な考え方

甲案は、遺産分割前の法律関係は基本的に現行法と同じ状態にあることとしつつ、可分債権も具体的相続分算定の基礎となる財産に含め、かつ、可分債権が遺産分割時にも存在する場合には、これを遺産分割の対象とするものである。

これに対し、乙案は、前記1の問題点の指摘（特に債務者が負担するリスクの問題）を踏まえ、可分債権を遺産分割の対象に含めることとしつつ、遺産分割が終了するまでの間は、相続人による個別的な権利行使を禁止するものである。

### 4 検討課題等

#### （1）遺産分割の対象に含まれる可分債権の範囲について（甲案及び乙案のいずれにおいても問題となる。）

可分債権には、預金債権や売買代金債権などのように、その存否及び金額が比較的明確なものだけでなく、不法行為に基づく損害賠償請求権や不当利得返還請求権など、当事者間でその存否及び金額について争いになることが多いものも含まれる。これら全てが遺産分割の対象に含まれるとすれば、その存否及び金額が定まらない限り、遺産分割を終了することができないことになり、遺産分割に関する紛争が極めて長期化するおそれがある。

そこで、可分債権を遺産分割の対象に含めることとする場合でも、相続人間でその存否及びその額について争いがあり、これにより遺産分割事件の解決が著しく遅滞するおそれがある場合等には、その可分債権を遺産分割の対象から除外することができるようにするなどの措置を講ずることが考えられ

る。

もつとも、そのような方策を講ずる場合には、その要件をどのように設定するかといった問題や、除外された可分債権は、最終的にどのような形で分割することにするのかといった問題について検討する必要がある。

## (2) 債務者その他の第三者との関係について（甲案を採用する場合）

### ア 債務者以外の第三者との関係

甲案を採用した場合には、債務者以外の第三者との関係は、基本的に、遺産に不動産所有権等の物権が含まれる場合と同様の取扱いがされることになるものと考えられる。

すなわち、まず、遺産分割前に相続人からその法定相続分に相当する債権を取得した第三者は、民法第909条ただし書によって保護されることになるものと考えられる（注）。

次に、遺産分割によって可分債権を取得した相続人と遺産分割後にそれ以外の相続人からその法定相続分に相当する部分を譲り受けた第三者との関係については、判例（最判昭和46年1月26日民集25巻1号90頁）の考え方を前提とすれば、債権の二重譲渡がされた場合と同様の法律関係となり、遺産分割によって可分債権を取得した相続人は、第三者対抗要件を備えなければ、その債権の取得を前記第三者に対抗することができないことになるものと考えられる。

（注）この場合も債権の二重譲渡がされた場合と同様の処理をすべきであるとの見解（いわゆる移転主義的な考え方）によれば、遺産分割前に相続人からその法定相続分に相当する債権を取得した第三者と遺産分割によってその債権を取得した他の相続人との関係は、いわゆる対抗問題として処理されることになるものと考えられる。

### イ 債務者との関係

甲案を採用した場合でも、遺産分割前に債務者が相続人に対して分割された債権を弁済したときは、これによって債権自体が消滅し、遺産分割の対象となる財産が存在しないことになるから、民法第909条によるまでもなく、その弁済が無効になることはないものと考えられる。

次に、遺産分割によって可分債権を取得した相続人と債務者との関係について検討する。この点は、前記アとは異なり、債権に固有の問題であり、遺産に不動産所有権等の物権が含まれる場合と完全にパラレルに考えることができるわけではないが、債務者以外の第三者との関係を民法第467条によって処理するのであれば、債務者との関係でも同様の処理をするのが理論的にも一貫すると考えられること、可分債権の債務者は遺言の存否や遺産分割協議の成否等の事実関係を把握することが困難であり、相続の開始という債務者に無関係の事情で、遅延損害金発生等のリスクを負う債務者にその点の調査義務を課すことには疑問があるとの指摘がされていること等を考慮すると、特定の相続人が遺産分割によってその法定相続分を

超える割合の債権を取得した場合であっても、債務者対抗要件を備えなければ、その取得を債務者に対抗することができないとすることが考えられる。

### (3) 各相続人による個別的権利行使について（乙案を採用する場合）

乙案によれば、遺産分割前には、各相続人による個別的権利行使が認められない結果、甲案よりも遺産分割における処理は簡明になるものと考えられる。

もっとも、乙案のような考え方によると、例えば、相続人の中に被相続人から扶養を受けていた者がいる場合にも、遺産分割が終了するまでの間可分債権の行使が禁止される結果、その相続人が生活に困窮する事態が生ずることになりかねない。このことは、資金に余裕のある相続人が遺産分割協議を引き延ばすことによって自己に有利な条件で遺産分割協議を成立させようとしたり、被相続人の死期が迫った場合に相続人の一部の者が預貯金を引き出すことの動機付けになるなどの問題を生じさせるおそれもある。

そこで、乙案を採用する場合にも、相続人の生活費確保のために必要があるなど一定の要件を満たす場合には、他の相続人の利益を害さない範囲で、個別的な権利行使を認めることが考えられるが、その要件を適切に定めることができるかという問題があるものと考えられる。

## 第2 自筆証書遺言の方式の見直し

### 1 問題の所在

現行法上、自筆証書遺言（民法第969条）については厳格な方式が定められており、公証人等の専門家の関与も必要とされていないため、作成された遺言が方式違背で無効となるリスクが大きいとの指摘がされている。

また、例えば、自筆証書遺言は「全文、日付及び氏名」を全て自書しなければならないとされている（民法第968条第1項）が、高齢者等にとって全文を自書することはかなりの労力を伴うものであり、この点が自筆証書遺言の利用を妨げる要因になっているとの指摘もされている。

さらに、遺言内容の加除訂正についても、「自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない」とされており（民法第968条第1項）、他の文書と比べてもかなり厳格な方式がとられていることから、その方式違反により被相続人の最終意思が遺言に反映されないおそれがあるとの指摘もされている。

これらの問題点の指摘を踏まえ、遺言の活用を促進するために自筆証書遺言の方式を若干緩和する方策を講ずることが考えられるが、どのように考えるか。

### 2 考えられる方策

#### (1) 自書を要求する範囲について

○ 遺贈等の対象となる財産の特定に関する事項については、自書でなくて

もよいものとする（注1，2）。

（注1）遺言の本文と対象財産の特定に関する事項とのつながりの部分について、どのような方式を要求するかについては、なお検討する。

（注2）ただし、財産の特定に関する事項について加除訂正をする場合には、自書を要求する点を含め、通常に加除訂正の方式によるものとする。

## ア 基本的な考え方

この方策は、前記1の問題点の指摘を踏まえ、自書を要求する範囲を見直し、例外的に、遺贈等の対象となる財産の特定に関する事項については自書でなくてもよいこととするものである。「財産の特定に関する事項」としては、具体的には、①不動産の表示（地番、面積等）、②預貯金の表示（金融機関名、口座番号等）等を想定している。これらの記載事項は、全て自書することが相当に煩雑であり、しかも、対象を特定するための形式的な事項であること等を考慮したものである。

## イ 検討課題

遺贈等の対象となる財産の特定に関する事項については自書を要しないこととすると、例えば、全ての遺産を対象として、これを数名の者に分配する旨の遺言をしようとする場合にも、自書の範囲はかなり限定されることになるため、判断能力が低下した被相続人に第三者が不当な働きかけをして自己に有利な遺言を作成させる危険性が高まるおそれがある。もっとも、この点については、現行法の下でも、例えば、特定の者に全ての遺産を相続させる旨の遺言をする場合には、必ずしも対象財産を特定する必要がないため、自書を要する範囲は限定的であって、結局のところ、程度問題にすぎないとも考えられる。

また、このような方策を採用した場合には、遺言の本文において、遺産の分配方法等について自書により記載した上で、不動産の表示等については活字で印刷された財産目録を別紙で添付するといった運用がされることが想定されるが、そのような場合には、別紙について本文との契印を要求すること等が考えられる。

さらに、自書の方式を緩和する場合であっても、例えば、遺言者以外の者が代筆する場合には、その者を特定するために代筆者の署名等の記載を要求すること等が考えられるところであり、パソコン等による活字と遺言者以外の者による代筆を同列に扱ってよいかどうかについても検討する必要がある。

## （2）押印について

○ 押印を不要とする。

### （基本的な考え方）

民法第968条第1項は氏名の自書に加えて押印を要求しているが、近年、クレジットカード等の利用拡大により、署名のみで取引が行われる事例が増えてきたこと等を踏まえ、氏名の自署のほかに重ねて押印まで要求

することには疑問があるとの指摘がされている。

この点については、判例（最判平成6年6月24日家月47巻3号60頁，最判昭和49年12月24日民集28巻10号2152頁等）においても、押印要件に関する方式違反を理由に遺言が無効となることを回避する観点から、事案に応じてその要件を緩和する解釈がされているところであり、遺言者の同一性や真意性の確保という観点から押印が果たす役割は相当低下しているとも考えられる。

これらの点を踏まえ、前記方策は、自筆証書遺言の方式のうち押印に関する要件を削除するものである。

### (3) 加除訂正の方式について

- 変更箇所には署名及び押印が必要とされている点を改め、押印のみで足りるものとする。

#### (基本的な考え方)

前記1のとおり、自筆証書遺言の加除訂正については、現行法上、他の文書と比べてもかなり厳格な方式が定められており(注)、その方式違反のために被相続人の最終意思が遺言に反映されないおそれがあること等を踏まえ、加除訂正の方式のうち署名を不要とするものである。

なお、仮に前記(2)の方策を採用する場合には、加除訂正の方式についても、署名又は押印で足りるとすることが考えられる。

(注) 例えば、検察官が取調べにおいて作成する検察官面前調書(刑事訴訟法第198条第3項、第321条第1項第2号)については、加除訂正をする場合には、その範囲を明らかにして、加除訂正部分の字体を残しつつ、訂正した部分に認印しなければならないとされている(刑事訴訟規則第59条)が、変更した旨の付記や供述者等の署名までは要求されていない。

また、公正証書については、文字を挿入するときは、その字数及びその箇所を欄外又は末尾の余白に記載し、文字を削除するときは、削除される文字の字体を残して削除した箇所を欄外又は末尾の余白に記載し、いずれも公証人及び嘱託人又はその代理人全員がこれに捺印しなければ訂正の効力を生じないとされ(公証人法第38条)、厳格な要件が定められているが、やはり署名までは要求されていない。

## 第3 遺言事項及び遺言の効力等に関する見直し

### 1 各制度の適用場面について

被相続人が特定の相続人や第三者に遺産の一定割合に相当する財産を承継させる方法としては、相続分の指定と包括遺贈が存在し、また、被相続人が特定の相続人や第三者に特定の財産を付与する方法としては、遺産分割方法の指定や特定遺贈が存在するが、法的効果が類似する両制度をいずれも存続させる意義があるのか疑問があるとの指摘もされており、この機会に、これらの各制度の適用場面等について整理をすることが考えられる。

この点について見直しを検討する場合には、その方向性としては、例えば、⑦相続分の指定や遺産分割方法の指定を遺贈に統合し、必要に応じて、受遺者が相続人である場合についての規律を設けること（注1、2）や、①相続分の指定や遺産分割方法の指定は相続人が相手方である場合に、遺贈は相続人以外の第三者が相手方である場合にそれぞれ適用されると整理した上で、そのそれぞれについて必要な規律を整備すること（注3）等が考えられる。

この点について、どのように考えるか。

（注1）例えば、相続人に対して割合的包括遺贈がされた場合について、特別受益や寄与分との関係に関する規律を設けること等が考えられる。

（注2）現行の登記実務においては、遺産分割方法の指定がされた場合には、相続人が単独で登記をすることができるとされているのに対し、遺贈の場合には、受遺者と相続人全員又は遺言執行者との共同申請とされていることから、⑦のような方策を講ずる場合には、この点の取扱いをどうするかについて検討する必要がある。

（注3）例えば、被相続人が相続分の指定や遺産分割方法の指定をする際に、相続人に負担付遺贈と同様の負担を課することができるようにすること等が考えられる。

## 2 遺言による権利変動と第三者との関係について

### （1）問題の所在

遺言で定めることができる事項は法定されているが、現行法上、遺言による財産処分の方法としては、相続分の指定、遺産分割方法の指定、遺贈（特定遺贈及び包括遺贈）等がある。

もっとも、これらの方法により財産処分がされた場合に、債務者その他の第三者との関係でどのような法的効果が生ずるかという点については規定上必ずしも明確でない部分もあり、判例等による解釈の補充が必要な状況にある。

また、遺言は、相続の法定原則を修正する被相続人の単独の意思表示であり、相続財産に属する債権の債務者や相続人と取引をしようとする第三者にとっては、その内容を把握することが困難である。しかし、判例（最判平成14年6月10日家月55巻1号77頁等）は、①相続分の指定による不動産の権利の取得については、登記なくしてその権利を第三者に対抗することができるとしているほか、②いわゆる「相続させる」旨の遺言についても、特段の事情がない限り、「遺産分割方法の指定」（民法第908条）に当たるとした上で、遺産分割方法の指定そのものに遺産分割の効果を認め、前記遺言によって不動産を取得した者は、登記なくしてその権利を第三者に対抗することができるとしている。これらの判例は、包括承継による権利の取得については他の場面でも登記なくして第三者に対抗することができることとの平仄をとったものと考えられるが、このような考え方を貫くと、法定相続分による権利の承継があったと信じた第三者が不測の損害を被るなど、取引の安全を害するおそれがあるといった指摘や、相続人はいつまでも登記なくして第三者にその所有権を対抗することができることになり

かねず、登記制度に対する信頼が害されるおそれがあるとの指摘がされている。

さらに、遺言で相続分の指定や包括遺贈がされた場合には、相続債務についても、規定上は積極財産と同じ割合で承継されるようにも読めるが（民法第902条、第990条）、相続債務の承継割合についてまで遺言者にこれを変更する権限を認めるのは相当でないとの指摘がされており、判例（最判平成21年3月24日民集63巻3号427頁）も、「遺言による相続債務についての相続分の指定は、相続債権者の関与なくされたものであるから、相続債権者に対してはその効力が及ばないものと解するのが相当である」と判示している。そこで、この機会に、相続債務の承継割合に関する遺言がされた場合についても、その効果を整理し、これを規定上明確にすることが考えられる。

## （2）考えられる方策

以上のような問題点の指摘を踏まえ、以下の方策を講ずることが考えられるが、どのように考えるか。

### 【積極財産に関する規律】

- ① 相続人が遺言（相続分の指定、遺贈、遺産分割方法の指定）によって相続財産に属する権利を取得した場合であっても、その相続人は、その法定相続分に相当する割合を超える部分については、登記その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない（注）。

（注）前記1において㉞の考え方を採用する場合には、遺贈と登記に関する判例（最判昭和39年3月6日民集18巻3号437頁）を前提とする限り、①の規律を設ける必要はなくなるとも考えられる。

### 【相続債務に関する規律】

- ② 遺言により相続債務について各相続人の承継割合が定められた場合であっても、各相続人は、その法定相続分に応じて相続債務を承継する。
- ③ ②の場合においても、相続分の指定又は包括遺贈によって各相続人の承継割合が定められた場合には、各相続人の負担部分は、その承継割合による。

## （3）基本的な考え方

### ア 遺言による権利の取得について

前記①は、前記1で指摘されている問題点等を踏まえ、遺言の内容を知り得ない第三者の取引の安全を図る観点から、遺言によって相続人が相続財産に属する権利（積極財産）を取得した場合であっても、その相続人の法定相続分を超える部分については、登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないこととするものである（注）。

このような方策を講ずる場合には、相続による権利取得（包括承継）でありながら①のような規律を設けることの理論的根拠をどのように説明するかが問題となるが、取引の安全の確保等の政策的理由に加え、少なくとも

も相続人の法定相続分を超える部分については、遺言という意思表示があつて初めて権利変動が生ずるものであり、必ずしも他の意思表示による権利変動と取扱いを異にすべき必然性はないと考えられること等にその根拠を求めることが考えられる。

なお、ここでの「権利」には、不動産や動産の所有権のような物権だけでなく、債権も含める趣旨であり、また、ここでの「第三者」には、相続財産に属する債権の債務者も含める趣旨である。したがって、例えば、相続人Aが相続させる旨の遺言によって特定の債権の全部を取得した場合であっても、他の相続人Bがその法定相続分に相当する部分を第三者に譲渡したときは、Aは、第三者対抗要件（民法第467条）を備えなければ、前記第三者に債権全部の取得を対抗することができないことになる。同様に、Aが債務者に債権全部の取得を対抗するためには、債務者対抗要件を備える必要があることになる。

（注）もっとも、この点については、対抗問題として解決するのではなく、表見法理に基づく規律を新たに設けることによって解決することも考えられる。

#### イ 相続債務の承継について

前記②は、相続債務（消極財産）については遺言において法定相続分と異なる承継割合が定められた場合であっても、法定相続分に応じて承継されることを明確化するものである。これは、相続債務については、その性質上、債務者である被相続人にその処分権限を認める合理性がないこと等を考慮したものである。

他方、相続分の指定又は包括遺贈により、積極財産につき法定相続分とは異なる割合で遺産を分配することを定めた場合に、相続債務についてもこれと同様の割合で承継させることには一定の必要性及び合理性があり、遺言の効力が生ずる範囲を相続人間にとどめ、内部負担の問題に限定すれば特段の問題は生じないと考えられることから、各相続人の内部負担割合は、相続分の指定等による承継割合によることとしている（前記③）。その結果、法定相続分よりも少ない相続分の指定を受けた相続人がその内部負担割合を超えて弁済をした場合には、その相続人は、他の相続人に対し、超過弁済部分について求償することができることになる。

（注）前記②及び③は、基本的には、判例（最判平成21年3月24日民集63巻3号427頁）の考え方に沿ったものである。

#### （4）検討課題

##### ○ 債権者の承認による指定相続分等に応じた債務の承継について

前記②は、相続分の指定等がされた場合でも、相続債務については各相続人が法定相続分等に応じて承継することとするものであるが、積極財産は指定相続分等に応じて承継されることになるため、債務の引当財産を確保する観点からは、相続債権者にとっても指定相続分等に応じた債務の承継の方が望ましいという場合もあるものと考えられる。そこで、相続債権

者が指定相続分等による債務の承継を承認した場合には、当該相続債権者との関係においても、指定相続分等に応じた債務の承継がされることとすることや、これに加えて、指定相続分等に応じた債務の承継を承認するか否かの催告権を相続人に付与すること等が考えられる。

### 3 後継ぎ遺贈について

#### (1) 問題の所在

後継ぎ遺贈の定義は必ずしも一義的ではないが、遺言者が実現したい内容としては、「遺言者が死亡した場合には、第一受遺者Aに目的財産に関する権利を帰属させるが、その後Aが死亡した場合には、その権利を第二受遺者Bに帰属させる」という点にあるものとされている。

しかし、後継ぎ遺贈については、その有効性について学説上争いがあるだけでなく、このような内容の遺言を法律上どのようなものとして捉えるべきか、すなわち、このような遺言をした者の意思として、その者の死亡後にAにどのような法的地位を付与し、また、Bに対してはいかなる法律構成によって権利を取得させることを意図したものと解すべきかという前提自体がそもそも不明確であるとの指摘もされている。

この点に関し、判例(最判昭和58年3月18日家月36巻3号143頁)は、このような趣旨の遺言がされた場合における当事者の合理的意思解釈としては、

- ① 第一受遺者が第二受遺者に対して所有権を移転すべき債務を第一受遺者に負担させた負担付遺贈
- ② 第一受遺者の死亡時に所有権が第一受遺者に存するという条件で、第一受遺者の死亡時に所有権が第一受遺者から第二受遺者に移転するという趣旨の遺贈
- ③ 第一受遺者は遺贈された不動産の処分を禁止され実質上は当該不動産に対する使用収益権を付与されたにすぎず、第二受遺者に対する第一受遺者死亡を不確定期限とする遺贈

という3種類の解釈の余地があり得る旨判示している(ただし、本判決はこれらの趣旨の遺言が現行法上認められるかどうかについては明確な判断を示していない)。

他方、後継ぎ遺贈の有効性を承認することによるメリットとしては、例えば、

- i 遺言者の相続人として前婚の配偶者との間に生まれた子Aと後婚の配偶者Bがいる場合に、第一受遺者をB、第二受遺者をAとすることにより、Bの生活保障を図りつつ、Bの死後は当該財産を(Bの相続人でなく)Aに承継させることができる。
- ii 遺言者の唯一の相続人(第一受遺者)が重度の精神障害者である場合など、第一受遺者が自ら遺言を作成することが困難な場合にも、遺言者があらかじめ第二受遺者を指定しておくことができる。

といった点が指摘されている。

そこで、以下においては、後継ぎ遺贈の有効性に関する争いを立法的に解決し、後継ぎ遺贈又はこれに類似する新たな遺言の類型を設ける方策について検討を加えた。

## (2) 考えられる方策

後継ぎ遺贈又はこれに類似する遺言として、以下の内容を定めることができる旨を法律上明らかにすることが考えられるが、どのように考えるか。

### ア 甲案（使用収益権と所有権の分割遺贈型）

- ① 遺言者は、その所有する特定の財産について、A（第一受遺者）に対してはその使用収益権を、B（第二受遺者）に対してはその所有権を遺贈することができる。
- ② ①の遺言がされた場合には、
  - ㊦ Aは、その使用収益権を処分することができず、Aが取得した使用収益権は、遺言者が定めた期間の経過又はAの死亡により消滅する。
  - ㊧ Bは、Aが使用収益権を有する間は、当該財産を使用収益することができない。

### イ 乙案（不確定期限付遺贈型）

遺言者は、その所有する特定の財産について、A（第一受遺者）に対してはAの死亡を終期とする遺贈を、B（第二受遺者）に対してはAの死亡を始期とする遺贈をすることができる。

## (3) 基本的な考え方

### ア 甲案について

甲案は、特定の財産の所有権を用益権とこれを除いた所有権とに分け、前者を第一受遺者に、後者を第二受遺者にそれぞれ遺贈することができるとするものである。

甲案によれば、前記（1）iに記載したメリットを実現することが可能となるが、第一受遺者が取得する使用収益権の法的性質や財産評価の在り方等について検討する必要がある。

なお、甲案を採用しつつ、これと合わせて部会資料2で取り上げた長期居住権を採用する場合には、長期居住権は配偶者の居住建物について甲案の特則を設けたものと位置づけられることになると考えられる。

### イ 乙案について

乙案は、A（第一受遺者）に対してはAの死亡を終期とする遺贈を、B（第二受遺者）に対してはAの死亡を始期（不確定期限）とする遺贈をすることができるとするものであり、これによれば、Aの死亡により、第一遺贈が将来に向かって失効し、遺言者からAへの所有権移転の効果が消滅すると同時に、第二遺贈の効果として、遺言者からBへの所有権移転の効力が生ずることになる。

## (4) 検討課題

**ア 遺贈の対象物について（甲案及び乙案のいずれにおいても問題となる。）**

第二受遺者に所有権が移転する時期は、遺言者の死亡後相当長期間が経過した後となることも十分に想定されることから、遺贈の対象物については、永続性のある不動産等に限定することが考えられる。

**イ 相続開始後に第一受遺者が目的物を第三者に譲渡した場合の第二受遺者との関係（乙案を採用する場合）**

乙案による場合には、第一受遺者は、第一遺贈により目的物の所有権を取得することになるため、特段の措置を講じなければ、その生存中に目的物を第三者に売却することができることになる。

そのため、第二受遺者の所有権取得に対する期待権を保護するために、後継ぎ遺贈がされていることをどのような手段で公示すべきか検討する必要がある。この点については、新たな公示手段を設けることとはせず、現行制度を前提とするのであれば、第二受遺者が第二遺贈による所有権取得につき仮登記をする方法が考えられる（注）。

（注）これにより、第二受遺者は、第一受遺者の死亡後に本登記をすれば、第一受遺者からの譲受人に対し、目的物の所有権の取得を対抗することができることになると考えられる。

**ウ 第三受遺者、第四受遺者・・・への遺贈の可否（乙案を採用する場合）**

乙案による場合には、第三遺贈以降を設定することも可能となるが、遺言者にその何世代も後の者の法律関係を律する権限を認めることについては、その相当性に疑問があるとの指摘がされている。

そこで、乙案を採用する場合には、第三遺贈以降の遺言をしても効力が生じない旨を明確にすることや、あるいは、受遺者は相続開始時に出生していることを要するといった制約を設けること等が考えられる。

**第4 遺産分割事件と遺留分に関する事件の一次的解決を図るための方策について**

相続に関する紛争の中には、例えば、遺産の大部分を特定の相続人に相続させる旨の遺言がされ、これにより特定の遺留分権利者の遺留分が侵害されているが、他方で、その遺言において帰属が定められていない遺産があるために、別途遺産分割を行う必要がある事案も存在する。現行法の下では、このような紛争を裁判で解決するためには、遺留分については地方裁判所の訴訟手続において、遺産分割については家庭裁判所の家事事務手続においてそれぞれ事件処理がされることになるが、これらの紛争は相互に密接な関連を有するものであり、同一の手続の中で一次的解決を図ることができるようにすべきであるとの指摘がされている。

この点については、部会資料4においても若干取り上げたところであるが、これを可能とする方策を検討する場合に、その方向性としては、①遺留分に関する事件を家事事務手続において処理することとすることによって、遺産分割

事件との併合審理を可能とすることや、②遺産分割事件を遺留分に関する事件と併合して審理する場合には、遺産分割事件を訴訟手続の中で処理することができるようにすること等が考えられる。

もっとも、まず、①の方向性で見直しを検討する場合には、その前提として、憲法第82条の裁判の公開との関係が問題となる。この点については、例えば、遺留分に関する事件においても寄与分を考慮することができることとすれば、裁判所の裁量的な判断がなければ権利内容が確定しないことになるため、裁判の公開を要する純然たる訴訟事件には当たらなくなると考えられる。これに対し、例えば、遺留分権利者が取得する権利を金銭債権に改めることとし、かつ、遺留分に関する事件では寄与分を考慮しないこととする場合には、裁判の公開の要請との関係で問題が生ずることになると考えられる。

次に、②の方向性で見直しを検討する場合には、家庭裁判所と地方裁判所のいずれでこれを審理することとすべきかという問題が生ずるほか、併合審理する場合の手続的な規律をどのように定めるかといった点について検討が必要になると考えられる。

以上の点について、どのように考えるべきか。